

令和3年12月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,008
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 481,300
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,028	富士市 69,519	掛川市 31,365
伊東市 19,879	富士宮市 36,413	袋井市・森町 28,044
熱海市 10,702	静岡市葵区 70,779	磐田市 45,136
伊豆市 8,704	静岡市駿河区 58,370	浜松市中区 64,596
伊豆の国市 13,517	静岡市清水区 66,136	浜松市東区 35,360
函南町 10,614	焼津市 37,972	浜松市西区 29,753
三島市 30,423	藤枝市 40,043	浜松市南区 27,635
清水町・長泉町 20,404	牧之原市・吉田町 19,849	浜松市北区 25,606
裾野市 14,030	島田市・川根本町 28,980	浜松市浜北区 26,647
御殿場市・小山町 28,824	御前崎市 8,644	浜松市天竜区 8,019
沼津市 54,627	菊川市 12,405	湖西市 15,786